

厚木市公告

地方自治法施行令167条の6の規定に基づき、一般競争入札による厚木市役所本庁舎自動販売機設置場所の貸付の入札参加資格等必要事項を公告します。

令和8年7月14日

厚木市長 山口 貴裕

1 件名

厚木市役所本庁舎自動販売機設置場所の貸付

2 貸付物件

貸付番号	貸付場所	貸付面積
1	厚木市中町3丁目683番1 (厚木市役所正面玄関前)	1.8 m ²

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き2年以上営んでいるもの。
- (3) 過去2年間に於いて国・県・市町村・公社・公団等における同一規模の自動販売機の設置実績があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反した者でないこと。

4 契約の条件等

(1) 契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和8年9月1日から令和10年1月31日までの1年5箇月間とし、更新は行いま

せん。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、市が設定した最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者とします。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、毎月の売上状況を取りまとめ、市が指定する期日までに売上報告書を提出することとし、貸付料は市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入することとします。

(5) 費用負担区分

ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

イ 電気料

設置事業者は、電気使用量計測用子メーターを自らの費用負担において設置し、貸付料とは別に、市が算定した電気料を指定する期日までに納入するものとします。

5 申請方法等

(1) 入札参加申込受付期間等

令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）までに持参又は郵送してください。持参される場合は、正午から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに厚木市役所財務部庁舎管理課に提出してください。

(2) 質問書及び回答

ア 質問期間

令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）午後5時まで

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出

入札書（様式6）に必要事項及び入札金額等を記載のうえ、持参又は郵送にて提出してください。入札書は入札物件ごとに提出していただきます。入札書の提出方法については、別紙「封筒記載例」をご確認ください。郵送で提出する場合は、一般書留又は簡易書留により入札日時までに厚木市役所財務部財産管理課へ郵送してください。入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなします（辞退の場合は「入札辞退届」（様式7）を提出していただきます）。

※入札金額は、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。貸付料は、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 開札及び開札日時

令和8年8月4日（火）午前10時

落札者には電話又はFAX等で連絡します。

(3) 開札場所

厚木市役所本庁舎2階庁舎管理課事務室

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、最低貸付料率以上で最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者としします。

(6) 入札結果の公表

入札の結果については、落札者名、落札貸付料率及び入札参加者数等を市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結

(1) 貸付申請

落札者は、落札決定の日から7日以内（ただし、7日目が土・日・祝日の場合は、その翌開庁日まで）に市有財産貸付申請書を提出することとし、市は市有財産貸付決定通知書を落札者に通知します。

(2) 貸付契約の締結

市有財産貸付決定通知書の通知後、別紙貸付契約書（案）に基づき契約を締結していただきます。

(3) 契約に係る経費負担

本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 契約保証金

免除

8 その他

(1) この公告に定めのない事項

この公告に定めのない事項及び詳細は、厚木市役所本庁舎自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書に記載します。

案内書は市ホームページでダウンロードもしくは、厚木市役所財務部庁舎管理課（本庁舎2階）窓口で配布します。

(2) 諸事情により予告なく入札を変更し、又は取りやめる場合等があります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てること及び入札に要した費用を市に請求することはできません。

9 入札に関するお問合せ

〒243-8511 厚木市中町三丁目 17 番 17 号

厚木市役所財務部庁舎管理課

電話番号 046-225-2083

FAX 046-225-3177

電子メール 1500@city.atsugi.kanagawa.jp